

ふるさと納税返礼品の課税について

都道府県・市区町村にふるさと納税し、返礼品を受け取った場合の経済的利益は、一時所得に該当します。以下の計算式で一時所得が生じる場合は、申告が必要となります。

【一時所得の計算式】

一時所得の金額＝収入金額[A]－支出金額[B]－特別控除額[50万円]

[A]：その年中の一時所得に係る総収入金額（ふるさと納税の場合は返礼品を受け取った年の価額）

[B]：その収入を得るために支出した金額の合計額（寄附金として支出した金額は含まれません。）

[特別控除額]：[A]－[B]と50万円のいずれか少ない金額

（注）計算式で算出された一時所得の金額の2分の1が、その年の総所得金額に参入されます。

※一時所得として考えられるもの

- （1）懸賞や福引の賞金品、競馬や競輪の払戻金
- （2）生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金等
- （3）法人から贈与された金品
- （4）遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金等

【計算例】

① 返礼品による経済的利益 5,000円

② 生命保険会社から受け取った満期返戻金 1,000,000円

③ 上記満期返戻金に対する支払った保険料 400,000円

一時所得の金額＝[A]（5,000円＋1,000,000円）－[B]（400,000円）－[特別控除額]（500,000円）＝105,000円

所得金額に算入される金額＝105,000円×2分の1＝52,500円

上記の計算の結果、一時所得が生じることとなる場合は、申告する必要があります。